

帰結主義における行為とそれ以外

—その焦点、参照点、レベル—

高橋 礼

1. はじめに

帰結主義は伝統的に行為の道徳的評価に主要な関心を寄せてきた。では、帰結主義は行為以外の対象をいかに評価できるのだろうか。

行為以外のものを評価する理論資源が帰結主義の内部にないわけでは決していない。1950年代以降は、規則帰結主義が行為帰結主義の対抗案として盛んに論じられており、その後登場した動機帰結主義や徳帰結主義といった亜型も一定の影響力を持っている (Urmson [1953], Brandt [1963], Adams [1976], Driver [2001])。2000年以降には、行為や規則に限定せず、あらゆる対象を帰結主義的に評価することで一つの理論的極北へ至る全域帰結主義までもが提案されている (Pettit and Smith [2000], Kagan [2000])。20世紀中期から現在までの帰結主義の歴史を、行為以外の対象の評価の様態とその是非をめぐる論争過程であるとまとめてもあながち間違いではないだろう。

以上の理論史的展開にもかかわらず、帰結主義にまつわる用語法の混乱や適切な整理枠組みの不在が、行為以外のものを評価する際に帰結主義がとりうる形態についての理解を妨げてきたように思われる。そこで本稿は、行為以外の道徳的評価について帰結主義が取りうる、そして取るべき形態を明らかにすることを目的とし、次の二つのことを行う。まず、行為以外の対象の評価をめぐる帰結主義理論の概念的可能性を適切に理解するための整理枠組みを提示する。これは帰結主義諸理論の立場を論点ごとに正確

に腑分けすることで、帰結主義一般の理解に貢献する枠組みである。次に、この枠組みを用いつつ、その概念的可能性のうちでも説得的と考えられる帰結主義の形態の特定を行う。

具体的には次のような手順で議論は進む。Ⅱ節では、「焦点」、「参照点」、「レベル」という三つの概念を導入し、帰結主義一般を理解するために有効な整理枠組みを提示する。しばしば見落とされてきたが、この三つの観点を区別することは、行為以外の対象の評価をめぐる帰結主義の諸形態の内で擁護可能な形態とそうではない形態を分かつため、また概念の混乱に陥ることなくその検討を進めるために不可欠である。この点は本稿全体の議論を通じて示す。続くⅢ節では、焦点・参照点・レベルという三つの観点から帰結主義内部で採用しうる立場を網羅的に検討することで各立場の問題点を確認し、維持可能な立場を選り分ける。

結論を先取りして示そう。Ⅲ節を通じて、帰結主義の中で他と比較して説得的なのは本稿で〈行為・局所的 直接 複層 帰結主義〉、〈行為・局所的 間接 複層 帰結主義〉と呼ぶ二つの立場であると主張する。

方法論について本稿は次のようなアプローチを採用する。Ⅲ節で諸立場の比較評価を行う際には、それが帰結主義内部で概念的に成り立ちうる他の立場と比較して、一見したところの難点を免れているかという観点を重視する。なぜなら、一見したところの難点を有する立場はその難点を甘受しつつもその他の論点における自

説の優位性を示すことで正当化するか、そもそも難点などないと説得的に示さなければならぬという理論的コストを多少なりとも抱えるためである。

もちろん、一見したところの難点や理論的コストの有無は理論の優劣において決定的なものではない。しかしこの方法により、限られた紙幅でも、帰結主義理論として擁護しうる数多の選択肢の中からある立場を擁護する際の困難が浮き彫りになると期待される。

II. 概念の整理と用語法の導入

II.1. 帰結主義の理解

まず、帰結主義という立場について本稿の議論に必要な限りの簡明な説明を試みる。大雑把に言えば、最も優れた帰結をもたらすような対象とそれのみが正しい、というのが標準的な帰結主義の核心となる主張である。

まず問題となるのは、「最も優れた帰結をもたらす」という箇所である。帰結主義道徳理論において、価値の担い手となるのはあることの帰結としてもたらされる世界の事態であり、世界の事態以外の道徳的ステータスはそれが最善の世界の事態とどのような関係にあるかによって決定される。以上を踏まえ、帰結主義を、事態の善さとしての価値論から派生的に他のもの（通常は行為）の道徳的評価を導出する立場として一般的に理解できる。

では、帰結主義は価値論からいかなる類の道徳的評価を引き出すのか。「正しい」という箇所は、帰結主義が行為者の選択に対して正負の当為論的（deontic）評価を与える理論であることを示している。すなわち、それは「正しさ」の評価を通じて一定の選択を行為者に要請する理論である。ただしこの段階では、選択の対象は行為に限定されないことに注意してほしい。

II.2. 三つの論点：焦点、参照点、レベル

以下では帰結主義の類型を整理する。帰結主義をめぐる数ある論点の中でも、「焦点」、「参照点」、「レベル」という三つの論点は行為以外のものについての道徳的評価の様態に関して特に大きな重要性を持つ。そうでなくても、あらゆる帰結主義者は理論を完全な形で提示するためには、少なくともこの「焦点」、「参照点」、「レベル」という三つの論点についての自説の見解を明らかにする必要がある。しかし、後にも見るように、この三つの区別は用語法の混乱も相まって従来の帰結主義研究で十分に意識されてきたとは言い難い。以上の事情より、本稿はこの三つの論点に注目した整理枠組みを提示することを目的の一つとする。

三つの論点についての立場を明らかにしたそれぞれの理論は、三つの論点に対応した次の定式の変項 x , y , z を埋めることで本稿での呼称が与えられる。

「 x y z 帰結主義」

例えば、「行為帰結主義」と通常称される立場は、その最も一般的な形態では、〈行為-局所的 直接 複層 帰結主義〉と本稿の整理で呼ばれるものである。ここでは変項 x に「行為-局所的」が、 y に「直接」が、 z に「複層」がそれぞれ代入されている。

変項 x , y , z はそれぞれ「焦点」、「参照点」、「レベル」という三つの論点に対して提示される立場に対応している。この三つについて以下で順に説明する。

II.3. 焦点とは何か

まず、焦点⁽¹⁾とは、帰結主義理論が正しさの当為論的評価を帰属しようとする対象のタイプのことである。規則帰結主義を含め、ほとんどの帰結主義において焦点の位置を占めるタイプ

は行為である。しかし、規則、徳など行為以外のものを焦点とする帰結主義を構築することが可能である。また、全域帰結主義は、焦点を行為を含めたあらゆる対象に拡張する。

全域帰結主義以外の立場——つまりあらゆる対象タイプには焦点を拡張しない立場——を「局所的帰結主義」と呼ぶ。本稿では、ある局所的帰結主義がどの対象タイプを焦点として位置付けているかを明らかにすることができる場合には、それを「局所的」の前に明示することにする。例えば、行為のみを焦点とする立場は本稿では〈行為-局所的帰結主義〉、規則のみを焦点とする立場は〈規則-局所的帰結主義〉と呼ぶ。

II.4. 参照点とは何か

参照点は、焦点の評価をいかにして行うかという論点に関わる。焦点と同様に、行為、規則、動機といったあらゆる対象タイプが参照点でありうる。

直接帰結主義と間接帰結主義の対立は参照点をめぐるものである。ある帰結主義の立場が、ある対象の評価をその対象それ自体のもたらす帰結によって判断するとき、それは「直接帰結主義」と呼ばれる。逆にある対象を、それと一定の関係にある別のものがもたらす帰結を参照することにより評価する場合その立場は「間接帰結主義」と呼ばれる。例えば、「行為帰結主義」と通常呼ばれる立場は、その焦点となる行為の当為論的ステータスをその行為自体のもたらす帰結によって判定するため直接帰結主義である。一方、「規則帰結主義」と通常呼ばれる立場は、その焦点となる行為の当為論的ステータスを、その行為自体ではなくその行為が最善の帰結をもたらす規則に沿うものであるかを参照することによって判断するため間接帰結主義である。規則帰結主義は間接帰結主義のうちで最も有名な形態であるが、参照点を規則ではな

く例えば動機や徳と考える間接帰結主義は、それぞれ「動機帰結主義」、「徳帰結主義」と通常呼ばれる。本稿ではある間接帰結主義の立場がどの対象タイプを参照点としているのかを一目見て明らかにするため、その対象タイプを「間接」の前に明示することにする。例えば、動機を参照点とする間接帰結主義は「動機-間接帰結主義」と呼ぶ。

参照点ではなく焦点を行為以外のものに同定する〈動機-局所的 直接 帰結主義〉、〈徳-局所的 直接 帰結主義〉も混濁的に「動機帰結主義」、「徳帰結主義」と呼ばれることがあるが、これらは〈行為-局所的 動機-間接 帰結主義〉、〈行為-局所的 徳-間接 帰結主義〉とは当為論的評価の割り当てにおいて異なる立場であり、明確に区別されなければならない。焦点と参照点を峻別する本稿の整理枠組みが必要である理由の一端はここにある。

なお、「間接帰結主義」という用語については、論者によって異なる理解がなされており、これも帰結主義の適切な理解を妨げている。ジュリア・ドライバー (Driver [2020: 463]) は、「間接」が指すものは、(1)「正しい」行為は諸規則など、他のものによる帰結の関数であると考えられる立場、(2)直接的に帰結主義的考慮により導かれていなくても帰結主義的に優れた者でありうると考える立場の二つがあると指摘している⁽²⁾。不要な概念の混乱を回避するため、このいずれかを選択すべきであるが、すでに明らかであるように本稿は用法(1)を採用する。管見の限りでは、現在の帰結主義研究者の多数派が(1)の用法を採用しているためである。理由の第二として、用法(2)はその出自の正統性に若干の懸念がある。行為の正しさの基準と意思決定の基準の区別を提示した初期の論者らは「間接帰結主義」という用語を用いていない(Bales [1971], Railton [1984], Brink [1986], Pettit and Brennan [1986])。レイルトンはむしろ、意思決定の基準

に道徳原理を直接適用する必要はないという自身の擁護する立場が規則帰結主義などの間接帰結主義と混同されることのないよう注意を促している(Railton [1984: 156])。しかし、用法(2)で議論を展開する論者は意思決定の基準に道徳原理を直接に適用する必要はないという立場を「間接帰結主義」と呼びつつ、その立場の源流をレイルトンを含む初期の論者に帰す(Cocking and Oakley [1995: 87], Mason [1998: 386], Cox [2005: 72], Tedesco [2006: 567], Wiland [2007: 276], 安藤[2007: 59; 2017: n14])。

「間接帰結主義」と呼ばれる二つの立場を峻別しそれぞれに対応する名称を与えなければ、帰結主義の構造を適切に理解し検討することはできない。したがって、本稿の提示する整理枠組みは、用法(1)に「直接帰結主義」/「間接帰結主義」、用法(2)に「単層帰結主義」/「複層帰結主義」という語を充て、参照点をめぐる論点とレベルをめぐる論点として明確に区別する。

II.5. レベルとは何か

レベルとは、単層帰結主義と複層帰結主義の対立をめぐる論点である⁽³⁾。単層帰結主義は、ある同一の道徳原理が正しさの基準と意思決定

方法の基準の両方に妥当すると考える立場である。例えば、この立場を採用する功利主義者であれば、最大幸福を実現せよという功利の原理が行為の正しさの基準としてのみならず、個々の意思決定方法としても用いられなければならないと考えることになる。対照的に、複層帰結主義は、ある道徳原理が与えるのは正しさの基準のみであり、意思決定方法については他の基準——例えば、経験則や道徳的直観、法など——を用いることを許容する立場である。

II.6. 整理図式

ここまで導入した概念を用いて、様々な帰結主義の類型を整理できる。本稿の提示する整理枠組みは以下の図によりその概観が理解される。

図中の四つの表の各行はある立場が直接帰結主義を採用しているのか間接帰結主義を採用しているのかを示す。各列はある立場が単層帰結主義を採用しているのか複層帰結主義を採用しているのかを示す。そして、表1、表2、表3、表4ではそれぞれ焦点が行為、規則、社会制度、瞳の色となっているが、これらを含め、焦点をあらゆる対象に拡大する立場は全域帰結主義、それ以外の立場は局所的帰結主義である。

図：帰結主義の諸類型

表1 焦点：行為 (act)

	SC	MC
DC	ADSC	ADMC
IC	AISC	AIMC

表2 焦点：規則 (rule)

	SC	MC
DC	RDSC	RDMC
IC	RISC	RIMC

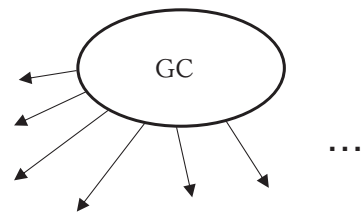
表3 焦点：社会制度

(social institution)

	SC	MC
DC	SDSC	SDMC
IC	SISC	SIMC

表4 焦点：瞳の色 (eye color)

	SC	MC
DC	EDSC	EDMC
IC	EISC	EIMC



各セル内のアルファベットの組み合わせはそれぞれ以下に列挙する立場に対応している。下記のリスト最後尾の四行（ADSC, ADMC, AISC, AIMC）は表1に対応する立場のみ示しているが、表2、3、4…については焦点が行為ではなく他のもの（規則、社会制度、瞳の色、etc.）に置き換わるといふ点以外はこの四行と同様の立場に対応している。

DC：直接帰結主義（direct consequentialism）

IC：間接帰結主義（indirect consequentialism）

SC：単層帰結主義（single-level consequentialism）

MC：複層帰結主義（multi-level consequentialism）

GC：全域帰結主義（global consequentialism）

ADSC：行為-局所的 直接 単層 帰結主義（act-local direct single-level consequentialism）

ADMC：行為-局所的 直接 複層 帰結主義（act-local direct multi-level consequentialism）

AISC：行為-局所的 間接 単層 帰結主義（act-local indirect single-level consequentialism）

AIMC：行為-局所的 間接 複層 帰結主義（act-local indirect multi-level consequentialism）

なお、四つの表で焦点とされている行為、規則、社会制度、瞳の色というものは単なる例示に過ぎない。

この図は次のことを視覚的に示している。まず、直接帰結主義/間接帰結主義の軸と単層帰結主義/複層帰結主義の軸は直交するものであり、組み合わせに応じた四つの立場が生じる。この四象限は選択した焦点ごとにそれぞれ問題となる。そして、あらゆるものを焦点として選択する全域帰結主義は、四象限の可能的立場をすべての対象について抱えることになる。

本稿で焦点、参照点、レベルと呼ぶ三つの論点の区別を認める論者はいないわけではないが、明示的にこれを取り上げて整理するものや論点の交差から生じる概念空間を検討するものは見当たらない。

本稿で提示する整理枠組みに近いが重要な点で大きく異なる典型的な例としてはシェリー・ケーガンによる整理が挙げられる（Kagan [2000]）。ケーガンの整理では、ある帰結主義理論がなんらかの意味で評価の対象とするものが「評価的焦点」と呼ばれる。そのうちでも、対象それ自体がもたらす価値に照らした直接的な

評価の対象となるのが「第一評価的焦点」である。行為帰結主義と規則帰結主義の対立は、第一評価的焦点を行為に同定するのか、第一評価的焦点を規則に同定し行為には規則より派生する間接的な評価を与えるのかをめぐるものとして理解される。

それ自体が最善の帰結をもたらすか、という観点から直接的に評価される対象だけは「第一評価的焦点」と呼ばれ通常の評価的焦点と区別されているが、しかし、ケーガンの整理では正しさという当為論的ステータスの帰属対象となるタイプと単に派生的に評価の対象となるタイプの区別が捉えられない。

例えば、ケーガンの整理は、規則帰結主義と通常呼ばれる〈行為-局所的 規則-間接 帰結主義〉が正しさという性質の一義的な帰属先としているのはあくまでも行為であり、ただ規則からの派生的な評価を行為に付与しているだけではないという点を捉えることができない。同時に「規則帰結主義」というタームに〈行為-局所的 規則-間接 帰結主義〉と〈規則-局所的 直接 帰結主義〉という二つの異なる解釈を許すことにもなる。そのために二つの立場の区別を

曖昧にさせてしまい問題含みである。裏を返せば、本稿の整理を用いることでケーガンの整理では混同されていた〈行為-局所的 規則-間接 帰結主義〉と〈規則-局所的 直接 帰結主義〉がその当為論的評価の割り当てにおいて相異なる理論的見解であるということが明確になる。そして本稿の検討を通じて明らかになる暫定的な結論として擁護可能なのはこの二つのうちの〈行為-局所的 間接 帰結主義〉だけであるため、この区別は決定的に重要である。

また既に述べたように、「間接帰結主義」と称される立場には二つ種類があり、それは参照点とレベルというように分離して考えなければならない。以上よりわかるのは、帰結主義理論の構造分析には、焦点、参照点、レベルの三つの視点の区別が欠かせないということである⁽⁴⁾。

III. 帰結主義の可能性とその検討

前節で確認した焦点、参照点、レベルの三つの論点についていかなる回答を与えるかによって帰結主義は様々な形態に分岐する。本節ではこの三つの論点のそれぞれについて順に検討する。まずは焦点から始めよう。

III.1. 全域帰結主義

帰結主義の焦点をめぐる第一に問題となるのは全域帰結主義と局所的帰結主義の対立である。フィリップ・ペティットとマイケル・スミスは次の立場を「全域帰結主義」と呼び擁護する。

全域帰結主義は、行為、規則、動機など何であろうと評価対象のカテゴリー内の任意のxについて、最善のxとして正しいxを同定する。最善のxとは、価値を最大化するものである。(Pettit and Smith [2000: 121])

上の定式を本稿の整理で言い換えれば次のようになる。全域帰結主義とは、行為、規則、動

機を含めたすべてのタイプのそれぞれについて、そのカテゴリー中で最善の帰結をもたらすトークンに正しさを帰属する立場である。純粋な全域帰結主義の対象タイプには、瞳の色、シャンプー、樹木などを含め、文字通りあらゆるものが含まれる(Driver [2014: 166])。全域帰結主義との比較において、局所的帰結主義は、ある対象タイプのみ(多くの場合は行為)を焦点として特権化する立場として理解されることになる。

全域帰結主義の主張する「瞳の色の正しさ」などといった概念にはあやしい響きがあるが、詳しい精査のためには、まず全域帰結主義が参照点についてどのような立場をとるかを明らかにする必要がある。そのため、詳しい検討は次節以降に回し、ここでは局所的帰結主義の検討に移ることにしたい。

III.2. 局所的帰結主義

仮に局所的帰結主義を採用した場合、具体的にどの対象タイプを焦点とするのがまず問題となる。

単一の対象タイプのみを焦点とする立場についてまず考えよう。この立場は唯一の焦点としてどの対象タイプを採用すべきだろうか。標準的形態の帰結主義は行為のみを焦点とする〈行為-局所的帰結主義〉であるが、この立場について第一に問題となるのは、「なぜ行為か」という論点である。なぜ、帰結主義者は行為の評価に特別な関心を寄せなければならないのか。

すでに確認したように、帰結主義とは、最善の世界の事態をもたらすような対象に正しさを帰属する理論であった。しかし、私たちはいかにしてある世界の事態の発生を意図し、それを惹き起こすことができるのだろうか。それを可能とするのは基本的には行為である。「私は何をなすべきか」という実践の重要性が高くかつ日常的にありふれた問いにおいて私たちが試みるのは概ね次のようなことである。私たちは実

実践的思慮 (practical deliberation) を通じてなんらかの意図を形成し、その意図により成立する行為に従事することで世界になんらかの因果的連鎖を惹き起こす。逆に、行為以外の選択は行為者たる私たちにとって行為ほどの実践的重要性を持たないように思われる。

これが認められるならば、帰結主義が正しさの評価の対象、つまり焦点タイプとして行為を特別視することには十分な理由がある。

裏を返せば、行為を焦点に含めないその他すべての立場はそれ自体で説明を必要とするように思われる。例えば、動機のみを焦点とする立場や徳のみを焦点とする立場が考えられるだろうが、動機や徳が正しさの評価の対象となる一方で、なぜ行為が正しくはありえないのかという点が帰結主義の一理論である以上問題となる。したがって、行為を焦点に含めないすべての立場には一見したところの難点がある。そこで、〈行為-局所的帰結主義〉以外で単一の焦点を主張する立場は以下の検討対象から外すことにしよう。

それでは、複数の焦点を許し、行為に加え、他の対象も焦点とする立場はどうだろうか。例えば、行為と社会制度を焦点とする〈行為&社会制度 局所的帰結主義〉が考えられる。このような立場については、まず焦点タイプの選択にまつわる恣意性が問題となる。そのため、なぜ全域帰結主義のようにすべての対象タイプに焦点を拡大しないのかという点が問われる。この問いに説得的な回答を与える課題に加えて、この立場についてはその実践指導性に関連して深刻な問題があることがⅢ.8で明らかになる。そのため後に批判することにして、本稿の最終節まで判断を見送ることにして、以下では全域帰結主義と〈行為-局所的帰結主義〉の二つに範囲を絞って検討を行うことにする。

Ⅲ.3. 参照点についての検討

本節では、帰結主義理論が焦点の評価に際して参照すべき対象タイプであるところの参照点について検討する。争点となるのは、直接帰結主義と間接帰結主義のどちらを採用するかである。

間接帰結主義は一般的に、その立場の正当化に際して三つの課題に直面する。課題①は、参照点タイプの選択である。間接帰結主義はその定義により、焦点とは異なる対象を選択して評価の参照点としなければならないが、もし参照点として規則を選ぶならば、なぜ動機や徳ではなく規則こそが参照点でなければならないのか、という点が問われる。

次に控えているのが課題②、参照点のベストなトークンの同定である⁽⁵⁾。間接帰結主義は帰結主義である以上、参照点として選ばれた対象のレバントな選択肢集合のうちでも最善の帰結をもたらすようなトークンに注目することになる。そのため、ベストな参照点トークンとはどのようなものかを示さなければならない。

例えば、「規則帰結主義」と通常呼ばれる立場であれば最善の帰結をもたらす規則がこのベストな参照点トークンに当たるが、この規則の帰結が最善であるということが何を意味するかは直ちに明らかではない。なぜなら、抽象的な規則がそれ自体で現実の世界に変化をもたらすことはないためである(安藤[2017: 55])。それが世界の事態に帰結として変化をもたらすのは、なんらかの具体的な仕方ですべての世界に「組み込まれた」ときのみである(Kagan [2000: 137])。例えば、人々は規則を内面化することができるし、規則を完全にないし部分的に遵守することができる。したがって間接帰結主義は、人々がそれを内面化したときの事態が最善となるようなもの、人々がそれを完全に遵守したときの事態が最善となるようなもの、というように様々な仕方ですべての規則を同定しうる。課題②で求め

られるのは、この可能性の中から外でもない一つを選び出し、正当化することである。

最後に課題③として、選び出された焦点トークンと参照点トークンがいかなる関係にあるとき、その焦点トークンに正しさが帰属されるのかについての説明が間接帰結主義者には求められる。例えば、〈行為-局所的 規則-間接 帰結主義〉の場合、任意の行為 ϕ が正しいのは、参照点トークンであるところのベストな規則とその行為 ϕ がどのような関係にあるとき、かつそのときのみであるのかが問題となる。可能性として例えば、 ϕ がベストな規則を内面化した行為者によってなされるであろう行為であるとき、 ϕ が実際にベストな規則を内面化した行為者によってなされる行為であるとき、などが考えられる。間接帰結主義者には、ある行為がベストな参照点トークンとの関係で正しいとされるための必要十分条件の同定およびその正当化が求められる。

課題②と課題③について、間接帰結主義の採用しうる立場には次のような大まかな整理を与えることができる⁽⁶⁾。まず、課題②のベストな参照点トークンの同定については、理想的立場と現実的立場の二つが考えられる。例えば、規則が参照点タイプである場合、現実と同程度の部分的な遵守がなされたときの帰結が最善であるような規則をベストな規則として同定するならば、現実的立場に分類される。他方、現実と異なる程度、例えば完全に遵守されたときの帰結が最善であるような規則をベストな規則と考えるならば、理想的立場である。

課題③の、焦点と参照点の関係の特定については、仮想的立場と実際の立場の二つが考えられる。例えば、徳が参照点タイプである場合、ベストな徳を有する行為者に実行されるであろう行為が正しいと考える立場と実際にベストな徳を有する行為者に実行される行為が正しいと考える立場の二つがありうる。前者は「仮想的

立場」、後者は「実際の立場」とここで呼ぶものである。この二つの軸は直交するため、標準的な間接帰結主義が課題②と③について採用する立場は次の四つに分類されることになる。なお、説明の簡略化のために四つの立場のすべてについて〈行為-局所的帰結主義〉を前提とする。

1) 〈理想的 仮想的立場〉：

理想的想定のもとで最善の帰結をもたらすような参照点トークンとの一定の関係下で選択されるであろう行為とそれのみが正しい

2) 〈理想的 実際の立場〉：

理想的想定のもとで最善の帰結をもたらすような参照点トークンとの一定の関係下で実際に選択される行為とそれのみが正しい

3) 〈現実的 仮想的立場〉：

現実的想定のもとで最善の帰結をもたらすような参照点トークンとの一定の関係下で選択されるであろう行為とそれのみが正しい

4) 〈現実的 実際の立場〉：

現実的想定のもとで最善の帰結をもたらすような参照点トークンとの一定の関係下で実際に選択される行為とそれのみが正しい

標準的な間接帰結主義は課題②と③への回答を与える際に、多くの場合、この四つの立場のどれかを選択しそれを正当化することになる。以下では、現在手元に残っている二つの立場の間接主義的形態、すなわち〈行為-局所的 間接帰結主義〉と〈全域 間接 帰結主義〉がこの三つの課題に対して与えうる回答を順に考える。

III.4. 行為-局所的 間接 帰結主義

〈行為-局所的 間接 帰結主義〉は、「間接帰結主義」と通常呼ばれる立場である。〈行為-局所的 間接 帰結主義〉が三つの課題についてどのように応答しうるのかを以下で順に見よう。

課題①の参照点タイプの選択について、〈行為-局所的 間接 帰結主義〉者が実際に与えている回答は多岐にわたる⁽⁷⁾。参照点タイプに当たるものは規則帰結主義においては規則、動機帰結主義においては動機、徳帰結主義においては徳である。行為の評価に際しておよそ何のレバンスも見出し得ないような参照点を主張することは困難であるため、説得的な仕方擁護しうる参照点の範囲はかなりの程度制限されるだろう。ここでは社会制度-間接帰結主義を例として、〈行為-局所的 間接帰結主義〉の応答を探ることにする。

課題①について、ベストな社会制度との関連において行為を評価するという発想は少なくとも直ちに退けることのできる立場ではないように思われる。具体的にこの参照点タイプの選択についていかなる正当化をなし得るかは明らかではないが、しかし、これはどちらかといえば個々の構想において説明されるべき理論動機である。妥当な正当化はしえないと一般的に結論づけることはできないため、中には妥当な正当化がありうるという順当な仮定のもと、以下ではこの立場の内在的検討を行う。

課題②において求められるのは、ベストな参照点トークンの説明である。ここで検討している〈社会制度-間接帰結主義〉において、参照点タイプは社会制度である。そのため、ここでは社会制度のうちでもベストなトークンとはいかなる状況下で最善の帰結をもたらすようなものなのかという点が問われる。前項の整理で確認したように、大まかな方針としては理想的立場と現実的立場の二つがある。

理想的立場を取る場合、ベストな社会制度とは例えば、その社会制度を構成する諸規則に社会の全員が従ったときに最善の帰結をもたらすようなもの、と考えることができる。しかし理想的立場一般の問題として、それが想定している遵守の程度と現実の遵守の程度との間には乖

離があるため、その社会制度を構成する諸規則に従う正しい行為を実行したとき、実際に最善の帰結をもたらすことにはしばしば失敗するという点が挙げられる⁽⁸⁾。

他方、現実的立場を取る場合、ベストな社会制度とは、例えば、現実と同程度の遵守がなされたときに最善の帰結をもたらすようなもの、という考えを採用しうる。これは現実の遵守の程度との乖離を生じさせないが、〈行為-局所的 直接 帰結主義〉との違いがほとんど生じないか、生じるとしてもその差異は間接帰結主義にとって魅力と呼べるものではないのではないかと懸念がある。詳しくは立ち入らないが、いずれにしても説明に際してそれなりの論点が予想されるという点を確認して、次の検討に移ろう。

課題③では、参照点トークンとしてのベストな社会制度とある行為がいかなる関係にあるとき、かつそのときに限りその行為は正しいのかを説明することが〈行為-局所的 社会制度-間接帰結主義〉には求められる。基本的な回答の方向は、仮想的立場と現実的立場の二つに分けられる。前者の場合には、例えばベストな社会制度の下で行われるであろう行為が正しいという立場が考えられる。後者の場合には、例えばベストな社会制度の諸規則に実際に沿うような行為が正しいという立場が考えられる。この点について、どの立場を採用するかは課題②への回答と併せてその整合性および妥当性が判断される(cf. Kagan [2000])。

以上、課題①、②、③のそれぞれについて、〈行為-局所的 間接 帰結主義〉がどのような回答を与えるかを確認し、次のことがわかった。まず、①について、間接帰結主義が与える回答をいかに正当化しうるかという点は明確ではないが、これは個別的な構想において説明されるべきものである。②と③については、大まかな方針としては四つの道筋があり、基本的にはい

ずれかを整合的に正当化することが求められる。ここでは〈行為-局所的 間接 帰結主義〉には一定の理論的コストが課されているという点を確認した。これ以上の検討は間接帰結主義の個々の構想の詳細な吟味を要す。間接帰結主義については規則帰結主義研究をはじめとする膨大な理論的蓄積があるが、ここで逐一検討することはできない。例えば、課題②について上で指摘した懸念は、規則帰結主義が内的不整合と行為帰結主義への崩壊の間で板挟みに陥るといふ知られた問題であり、フッカーはこれに対する応答を行っている (Hooker [2000: ch.4]、またこの応答の批判的検討としてCard [2007]を参照)。これらの個別具体的な検討抜きに直ちに間接帰結主義の一般的妥当性を判断することはできない。〈行為-局所的 間接 帰結主義〉の選択肢は残し、次の検討へ移ることにしよう。

III.5. 〈全域 間接 帰結主義〉

〈全域 間接 帰結主義〉は三つの課題についてどのような説明をなしうのだろうか。この点について、〈全域 間接 帰結主義〉は途方もない理論的コストを負うことになる。まず、課題①については、想定しうあらゆる対象タイプについて、それに対応した参照点タイプを特定することが求められる。課題②では、そうして特定された参照点タイプのそれぞれについてそのベストなトークンがいかに同定されるかを示さなければならない。そして、課題③では、あらゆる焦点タイプとそれに対応する参照点のベストなトークンのすべてについて、ある焦点トークンが正しいのは、対応するベストな参照点トークンとそれがいかなる関係にあるとき、そしてそのときのみなのかを明らかにする必要がある。

想定しうあらゆる焦点タイプのそれぞれについてこれらの正当化が成功裏になされうるとは期待できない。ここで〈全域 間接 帰結主

義〉がその説得力を損なわない限りで採用可能な戦略は二つあるように思われる。

一つ目は、三つの課題に対して、すべての焦点タイプ間で同じ回答を与えるというものである。これは理論の一貫性のある応答であり、一見有望な戦略だがうまくいかない。

まず、課題①、②においてどのような参照点タイプとそのベストなトークンを指定しようとも、それとおおよそなんの規範的関わりも見出せないような膨大な焦点タイプを抱えることになるため、そこでの焦点の多くは非説得的な仕方でも道徳的評価が与えられることとなる。例えば、なぜ徳や動機、天候を含むあらゆる焦点を、それらとなんの関わりも見出すことのできないベストな社会制度との関係を参照し評価しなければならないのかが不明である。おそらく説得的な〈全域 間接 帰結主義〉理論を構築するためにはそれぞれの焦点タイプになんらかのレバンスを持つ参照点を個別に用意しなければならない。しかし、すでに指摘したようにこれは膨大な理論的コストを発生させる。

また、課題①であらゆる焦点タイプについて同一の参照点タイプを特定し、課題②であらゆる焦点タイプについてこの参照点タイプの中から同一のベストな参照点トークンを選び出すことに仮に成功するとしても、課題③が道を阻む。課題③についてすべての焦点タイプ間で同じ説明を与えることはできないためである。例えば、課題①であらゆる焦点タイプについて、それに対応する参照点タイプとして社会制度を選択し、課題②ではその社会制度の諸規則が遵守されたときに最善の帰結をもたらすような社会制度をベストな参照点トークンとして同定したとする。課題③については、例えば焦点が行為である場合、ベストな社会制度の下で実行されるであろうものが正しい、ベストな社会制度の諸規則に従うようなものが正しい、など様々な回答が考えられる。しかし明らかに、これらのうちのど

れを選択したところで、それを行為以外のすべての焦点タイプに一般的に適用することはできない。例えば、ある徳はベストな社会制度のもとで実行されるであろうものである、ある徳は社会制度の諸規則に従うようなものである、などと述べることは意味をなさない。この難点は、さらに瞳の色のような焦点タイプへの適用を考えれば明白である。

ここで例えば、各対象タイプの任意のトークンはベストな社会制度の創設・維持・実行的運営に支障を来さないようなものであるときかつそのときに限り正しい、というような消極的な必要十分条件が与えられると考えられるかもしれない。しかし裏を返せば、正しくないということ、すなわち不正さの判断においては結局上と同様の問題が生じてしまう。また、消極的規定に抵触する可能性などないあらゆる対象タイプの道徳的評価を行い、寛容にもすべてのトークンに正しさの評価を与えることにどれほどの意義があるのか、そしてそのような道徳的評価がどれほど説得的か疑わしい。したがって、戦略の一つ目はそれ単体では三つの課題に回答を与えることができないか、仮にできたとしても多くの焦点の評価については非説得的であり、かつその理論的意義が見出し難い様態となる。

二つ目の戦略として、ほとんどの焦点については直接帰結主義を採用するが、ごく一部の焦点タイプについては間接帰結主義を採用することで理論的コストを削減するという方向性が考えられる。しかし、この戦略はむしろ説明すべき事柄を増やしてしまう。まず、これで仮にうまく三つの課題に回答を与えられるのだとしても、この戦略自体がその正当化を要するアドホックなものである。また、ほとんどの焦点タイプについて直接帰結主義を採用するのであれば、なぜ〈全域 直接 帰結主義〉ではいけないのかという点も問われる。少なくとも一部の焦点タイプについて、直接帰結主義ではなく間接帰結

主義を採用する以上、〈全域 直接 帰結主義〉よりも重い理論的コストを抱えることになるが、それを甘受してまでこの立場を採用する理論的魅力はどこにあるのかを説明しなければならない。そして、いずれにしてもこの立場は一部の焦点タイプについて、三つの課題を抱えることになる。したがって、結局、〈全域 間接 帰結主義〉が三つの課題について採用しうる二つの回避戦略のどちらも理論的コストの削減に成功しているとは言い難い。〈全域 間接 帰結主義〉は以下の検討対象から除外する。

III.6. 直接帰結主義：〈行為-局所的 直接 帰結主義〉と〈全域 直接 帰結主義〉

以下では、ここまで残っている二つの立場の直接帰結主義形態を検討する。〈行為-局所的 直接 帰結主義〉と〈全域 直接 帰結主義〉の説得力を順に調べよう。

〈行為-局所的 直接 帰結主義〉は最も標準的な帰結主義の形態である。この立場は行為の正しさを、特定の時間に特定の行為者によって実行されるその行為トークンのもたらす帰結によって評価する。すでに確認したように、帰結主義者は一定の世界の事態をもたらすことに関心があるのだから、他でもなく行為に注目する理由がある。仔細に踏み込めば膨大な論点があるとは言え、この立場について直ちに問題となるような難点は見られない。したがって、〈行為-局所的 直接 帰結主義〉は少なくとも一見したところの難点を免れていると考え、次の立場の検討に移ろう。

〈全域 直接 帰結主義〉についてはどうだろうか。〈全域 直接 帰結主義〉は、あらゆる対象タイプが焦点に含まれると考え、すべての焦点タイプについて、レバントな選択肢集合のうちで最善の帰結をもたらすようなトークンに正しさを帰属する。しかし、「最善の帰結をもたらす」という点が再度問題となる。まず、規

則などの抽象的な存在はそれ自体でなんらかの帰結を因果的に惹き起こすということはない。そのため、それは世界になんらかの仕方では組み込まれなければならない。これを踏まえ、あるトークンが最善の帰結をもたらすというとき、それがいかなる状況下で最善の帰結をもたらすようなトークンであるのかという点がすべての焦点タイプについて問われる。この問題は間接帰結主義の直面する課題②と同型である。ある社会制度トークンが最善の帰結をもたらすというとき、それが意味することとして次の可能性が考えられる。例えば、それが実装されたときの帰結がより優れている他の代替選択肢が存在しないということ、その諸規則が社会の人々に内面化されたときの帰結がより優れている他の代替選択肢が存在しないということなどである。〈全域 直接 帰結主義〉はすべての焦点タイプについて、このような多くの可能性のうちから一つのベストなトークンを選択し、その正当化を行わなければならない。またレバントな選択肢集合が何を含むのかということも明らかにしなければならない。そのため、〈全域 直接 帰結主義〉はこの点で一定の理論的コストを抱えている。

しかし、〈全域 直接 帰結主義〉がどのような性質の理論かは別の論点の検討を経てさらに明瞭となるため、〈全域 直接 帰結主義〉をなお検討の対象に残したまま次の論点であるレベルに移行させてほしい。

現在までのところ、〈行為-局所的 直接 帰結主義〉、〈全域 直接 帰結主義〉、そしてⅢ. 4で検討した〈行為-局所的 間接 帰結主義〉の三つの立場が手元に残っている。なお、序盤で判断を保留した、複数の焦点を持つ局所的帰結主義には最後にⅢ.8で立ち返り、退ける。

Ⅲ.7. レベルと複層帰結主義

最後の論点は、帰結主義のレベルである。こ

こでは、単層帰結主義と複層帰結主義のどちらを採用するかが問題となる。

まず、〈行為-局所的 直接 帰結主義〉について考えよう。〈行為-局所的 直接 単層 帰結主義〉と〈行為-局所的 直接 複層 帰結主義〉のどちらを選択すべきだろうか。この点については、複層帰結主義を採用する強い理由があると考えられる。

〈行為-局所的 直接 単層 帰結主義〉には「自己破壊性 (self-defeatingness)」と呼ばれる深刻な問題がある。個々の意思決定時にいちいちその帰結を計算することは非現実的であるか、そうでないとしても時間的・心理的コストを伴うし、私たちの有する系統的バイアスや自己欺瞞の性向によって誤った結論を導いてしまう可能性がある。したがって、正しさの基準と同じ基準で意思決定を行うことは最善の事態の実現を失敗させる。最善の世界の事態をもたらすという帰結主義者の当初の動機に照らせば、単層帰結主義は自己破壊的である。

そのため、〈行為-局所的 直接 帰結主義〉は複層帰結主義を採用すべきである。なお、具体的にどのような意思決定方法を用いるべきかについては当該行為者の能力や心理的プロファイル、具体的状況に関連する経験的事実に多分に依存するためここで論じることはできない⁽⁹⁾。

〈行為-局所的 間接 帰結主義〉と〈全域 直接 帰結主義〉についてはどうか。間接帰結主義の中には、実行コストを考慮し、ベストな参照点トークンは人々にとってその内面化が可能な程度に単純なものでなければならないと考えるために、異なる意思決定方法を採用する必要性が低い形態もある。しかし、そのような立場であっても意思決定方法に正しさの基準と異なる基準を用いてはならない理由はない。また、〈全域 直接 帰結主義〉についても上で論じたことが同様に当てはまる。そのため、いずれの立場も複層帰結主義を採用すべきである⁽¹⁰⁾。

Ⅲ.8. 〈全域 直接 帰結主義〉と複数の焦点を持つ局所的帰結主義の棄却

最後に、〈全域 直接 帰結主義〉および長らく評価を保留していた複数の焦点を持つ局所的帰結主義の問題点を指摘し、退ける。後者の例としてここでは〈行為&社会制度-局所的 帰結主義〉を取り上げるが結論は一般化可能である。

まず〈全域 直接 帰結主義〉から考えてみよう。Ⅱ.6で指摘したように、〈全域 直接 帰結主義〉は課題②と同型の問題をあらゆる焦点タイプについて抱えており、あらゆるタイプの焦点についてそのベストなトークンがどのようなものであるのかを示さなければならない。

この点についてトビー・オードは「役割ベースアプローチ」と称する次のような解決策を提案する(Ord [2009: 35-37])。正しさについての評価をそのベストなトークンの同定の仕方、すなわち「役割」に相対化することで、課題②で求められる正しい焦点トークンの同定を回避できる。例えば、焦点が気候であれば、「しかじかの気候が18世紀のオックスフォードにおいて生じる」という役割において気候を評価するならば、この役割に相対的に正しい気候とは、18世紀のオックスフォードにおいて生じたならば最善の帰結をもたらしたであろう気候である。「マダガスカルが存在し続ける間ずっとしかじかの気候がマダガスカルに生じ続ける」という役割において気候を評価するならば、この役割に相対的に正しい気候とは、マダガスカルが存在し続ける間ずっとマダガスカルに生じ続けたならば最善の帰結をもたらしたであろう気候である。つまり、あらゆる焦点の正しさの評価は、このように任意の役割に相対化され、役割相対的に正しさが帰属されることになる。

役割ベースアプローチはあらゆる対象を恣意的ではない仕方で評価するという全域帰結主義の精神に沿っており、またすべての役割を許容することで全域帰結主義の規範的表現力を維持

するため、全域帰結主義が課題②と同型の問題に対処するための最も有望な形態であるかもしれない。

しかし、ここで全域帰結主義が解決しなければならないのは課題②だけではない。〈全域 直接 帰結主義〉は、あらゆる焦点について、課題②と同型の課題に加えて課題③に類似した課題に直面する。詳しく説明しよう。

問題は、ここで私たちが実行するよう指導される行為はそれぞれの正しい焦点トークンをいかなる仕方で実現する行為なのかという点である。例えば、正しい規則を社会に実現することを目指し私たちは様々な仕方で取り組もうだろう。そのため、どのような仕方でこれを実現すべきなのかを全域帰結主義者は説明しなければならない。これは間接帰結主義の抱える課題③と類似している。そのため、課題②と課題③をすべての焦点について抱える〈全域 間接 帰結主義〉と同型の難点を〈全域 直接 帰結主義〉も実質的に抱えているのである。

さらに悪いことに、課題②について説得的な回答を与えた役割ベースアプローチはここで大きな問題を生じさせる。役割ベースアプローチにおいて正しさの評価は役割に相対化されるため、その役割に応じて正しい焦点トークンが際限なく生じることになる。これら無数の正しいトークンは様々な仕方でその実現を私たちに命じる。しかしこれらの無数の正しいトークンのうちのどれを、あるいはいかなる重み付けで実現すべきなのかについて説得的な回答が与えられるとは考え難い。それゆえ、この形態の全域帰結主義は正しい事柄の実現について私たちの行為を指導することが困難である。

付言すれば、全域帰結主義を採用する理論的動機の一部はすでに失われている可能性がある。全域帰結主義が擁護される理由の一つは、動機や意思決定方法を帰結主義的评价に服せしめることで帰結主義の自己破壊性を緩和することに

あると思われるが、本稿の整理からわかるように、自己破壊性を回避するためには複層帰結主義を採用すればよい。また、ドライバーは同一の状況に肯定的評価と否定的評価が同時に下されうという規範的曖昧さや咎のない不正行為を説明できることが全域帰結主義の理論的利点であると主張する(Driver [2014: 172-173])。しかし、複層帰結主義において推奨される意思決定方法が「嘘を言うべからず」、「法に従うべし」などの大まかな経験則により構成されるであろうことを考えれば、それら経験則の衝突する事例として規範的曖昧さは十分に説明できるし、推奨される意思決定方法に従ったにもかかわらずなされた行為が不正である事例として咎のない不正行為も説明できる。そしてすでに確認したように複層帰結主義を採用すべきなのであった。これは本稿の提示する整理枠組みで可視化される概念的 가능성이実質的議論において有効に機能する例の一つである。

最後に、〈行為&社会制度-局所的 帰結主義〉を考えよう。この立場に限らず複数の焦点を抱える立場は、複数の種類の当為論的評価を前にそれらをどのように重み付けして何を選択すべきを示さなければならない。正しい行為と正しい社会制度を実現する行為が衝突した場合にどのように調停するかを明らかにしなければ道徳理論の実践指導性を調達できないためである。しかし、これが恣意的ではない仕方ではいかになされうかはそれほど明らかではない。

これに加えて、〈行為&社会制度-局所的 帰結主義〉は、その直接主義的形態も間接主義的形態もそれぞれ問題を抱えている。まず、〈行為&社会制度-局所的 間接 帰結主義〉は参照点の選択を含む三つの課題を複数の焦点について生じさせる。これは理論の煩雑化に拍車をかけ一定の理論的コストを生むため、間接主義的形態には難点がある。他方、より単純な形態である〈行為&社会制度-局所的 直接 帰結主義〉とこ

れをはじめとする、行為以外の焦点も抱える直接帰結主義の立場については、別の立場に崩壊する懸念がある。〈行為&社会制度-局所的 直接 帰結主義〉はなんらかの仕方ですべて社会制度を特定し正当化するという課題②と同型の問題を抱え、次にその実現に向けて私たちの行為が指導される仕方を示さなければならないという課題③と同型の問題を抱える。これがひいては〈行為&社会制度-局所的 帰結主義〉と〈行為-局所的 社会制度-間接 帰結主義〉の理論的同型性をも示している。どちらも最適な社会制度を特定し、それとの一定の関係において行為を指導するという側面については変わるところがないのである——ケーガンの整理では〈社会制度-局所的 直接 帰結主義〉と〈行為-局所的 社会制度-間接 帰結主義〉は区別できないことを思い出そう。そして、〈行為-局所的 社会制度-間接 帰結主義〉と異なり〈行為&社会制度-局所的 直接 帰結主義〉は同一の状況下で正しさの性質が帰属される対象タイプを複数種類生じさせる。そのため、実践指導性を調達するために上記の重み付けの問題を抱える点で劣っており、他の事情が等しければ〈行為&社会制度-局所的 帰結主義〉を採用すべき理由はない。

IV. 結論

以上で、帰結主義の諸形態の整理枠組みに基づく可能的立場の網羅的検討を終えたことになる。まずⅡ節では焦点、参照点、レベルの三つを概念的に区別し、既存のものとは異なる帰結主義の整理枠組みを提示した。本稿のメインパートでもあるⅢ節では、帰結主義が焦点、参照点、レベルの三つの論点についてどのような回答を与えうるかを検討した。この結果、〈行為-局所的 直接 複層 帰結主義〉、〈行為-局所的 間接 複層 帰結主義〉の二つの立場は少なくとも一見したところの難点を免れていることが確認された。したがって、行為以外のものを評価す

る有望な選択肢として残るのは〈行為-局所的間接 複層 帰結主義〉である。

本稿の議論が正しければ、残る論点はこの二つのうちでどちらが適切かのみであり、私たちは直接帰結主義と間接帰結主義の論争に差し戻されることになる。しかし行為以外の評価に際

して取りうる様態の膨大な可能性の内からこの二つのみが一見したところの難点を免れている、という以上の結論は、本稿のように焦点、参照点、レベルを明確に峻別した整理を経て検討することで初めて可能となるものである。

付記

本論文の執筆過程で貴重な助言をいただいた早稲田大学の齋藤純一氏、郭舜氏、東京大学の井上彰氏、各ゼミの報告回に参加していただいた方々、そして草稿を丁寧に読み多数の有益なコメントを私的にくださった小川亮氏、吉良貴之氏、竹下昌志氏、發田颯虎氏にここに記して感謝を申し上げます。

註

1. この用語はケーガンの導入した“evaluative focal point”に負う (Kagan [2000])。しかし、本稿と整理の仕方が異なるケーガンの論考では、“evaluative focal point”という語が本稿の「焦点」よりも大分広い意味で用いられている点に注意されたい。詳しくはII. 6で説明する。
2. また同様の指摘がPettit and Brennan [1986: n4], Streumer [2003: n5], Miller [2014: 147]に見られる。
3. 「単層帰結主義」/「複層帰結主義」という用語法はマカスキル他に負う (MacAskill et al. [n.d.: section 5])。同じ概念区別はしばしば「直接帰結主義」/「間接帰結主義」とも呼ばれるが、本文に述べたように、この用語法は混乱を招く。他の用語法として「客観的帰結主義」、「洗練帰結主義」、「制限帰結主義」等の用語法が提案されている (Railton [1984: 152-153], Pettit and Brennan [1986: 439])。しかしどれも問題含みに思えるため、本稿では一貫して「単層帰結主義」/「複層帰結主義」を用いる。
4. この通り、本稿で提示する枠組みは既存の枠組みが抱える問題を回避しているため行為以外のものの評価の様態を考えるという本稿の目的に照らして有用であり、また帰結主義のより正確な理解を可能とするものである。しかし、これが既存の枠組みより一般的に優れているか否かという点は実のところさほど重要ではない。有用な整理枠組みが複数手元があれば帰結主義の多面的な理解が可能となるだろう。
5. この課題②および次に説明する課題③はケーガンの議論に負う (Kagan [2000: 137-138])。
6. ケーガンの整理を参考にしつつ、説明の簡易化のためにラベルと強調点に若干の変更を加えた (Kagan [2000: 138])。
7. 動機を参照点とする動機帰結主義を提示するものとしてAdams [1976]、規則を参照点とする規則帰結主義を擁護するものとしてBrandt [1963], Hooker [2000]などが代表的に挙げられる。
8. 規則帰結主義の理想的規則について、他者の遵守状況の想定が行為の功利性に本質的な影響を与えることを指摘するものとして安藤[2007: 32]を参照。
9. 本稿では自己破壊性についてこれ以上立ち入らないが、自己破壊性および関連する自己抹消性についての詳細な検討として例えば次を参照：Parfit [1984], 秋葉[2016], Suzuki [2018]。

10. ジェレミー・ベントム、ジョン・スチュアート・ミル、ヘンリー・シジウィック、ジョン・オースティンら古典的功利主義者も含め、本稿で言うところの単層帰結主義を擁護した帰結主義者は現代までほとんど見当たらない等の指摘が見られることも付言しておきたい (Pettit and Brennan [1986: 438-440], Ord [2009: 10], MacAskill et al. [n.d.: section 5], Sinnott-Armstrong [2019: section 4])。

文献

- Adams, Robert M. (1976) "Motive Utilitarianism," *The Journal of Philosophy*, 73: 467-481.
- 秋葉剛史 (2016) 「自己抹消的な道徳理論の問題点は (あるとすれば) 何か」『応用倫理』 9: 12-29.
- 安藤馨 (2007) 『統治と功利：功利主義リベラリズムの擁護』 勁草書房。
- (2017) 「帰結主義と「もしみんながそれをしたらどうなるか」」『日本カント研究』 18: 47-62.
- Bales, Eugene R. (1971) "Act-Utilitarianism: Account of Right-Making Characteristics or Decision-Making Procedure?" *American Philosophical Quarterly*, 8: 257-265.
- Brandt, Richard B. (1963) "Toward a Credible Form of Rule-Utilitarianism," in H.-N. Castañeda and G. Nakhnikian (eds.), *Morality and the Language of Conduct*, Detroit: Wayne State University Press, 107-43.
- Brink, David O. (1986) "Utilitarian Morality and the Personal Point of View," *The Journal of Philosophy*, 83: 417-438.
- Card, Robert F. (2007) "Inconsistency and the Theoretical Commitments of Hooker's Rule-Consequentialism." *Utilitas*, 19: 243-258.
- Cocking, Dean and Justin Oakley (1995) "Indirect Consequentialism, Friendship, and the Problem of Alienation," *Ethics*, 106: 86-111.
- Cox, Damian (2005) "Integrity, Commitment, and Indirect Consequentialism," *The Journal of Value Inquiry*, 39: 61-73.
- Driver, Julia (2001) *Uneasy Virtue*, New York: Cambridge University Press.
- (2014) "Global Utilitarianism," in Ben Eggleston, and Dale E. Miller (eds.), *The Cambridge Companion to Utilitarianism*, Cambridge: Cambridge University Press, 166-176.
- (2020) "Consequentialism, Virtue, and Character," in Douglas Portmore (ed.), *The Oxford Handbook of Consequentialism*, Oxford: Oxford University Press, 463-473.
- Hooker, Brad (2000) *Ideal Code, Real World*, Oxford: Clarendon Press.
- Kagan, Shelly (2000) "Evaluative Focal Point," in Brad Hooker, Elinor Mason, and Dale Miller (eds.), *Morality, Rules, and Consequences*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 134-155.
- Miller, Dale (2014) "Rule Utilitarianism," in Ben Eggleston and Dale Miller (eds.), *The Cambridge Companion to Utilitarianism*, Cambridge: Cambridge University Press, 146-165.
- Mason, Elinor (1998) "Can an Indirect Consequentialist Be a Real Friend?" *Ethics*, 108: 386-393.
- MacAskill, William, Richard Yetter Chappell, and Darius Meissner *Elements and Types of Utilitarianism*, Utilitarianism., n.d., <https://www.utilitarianism.net/types-of-utilitarianism#multi-level-utilitarianism-versus-single-level-utilitarianism> 2022年11月9日DL.

- Ord, Toby (2009) "Beyond Action: Applying consequentialism to decision making and motivation," Dphil Thesis, University of Oxford.
- Parfit, Derek (1984) *Reasons and Persons*, Oxford: Clarendon Press.
- Pettit, Philip and Geoffrey Brennan (1986) "Restrictive Consequentialism," *Australasian Journal of Philosophy*, 64: 438-455.
- Pettit, Philip and Michael Smith (2000) "Global Consequentialism," in Brad Hooker, Elinor Mason, and Dale Miller (eds.), *Morality, Rules, and Consequences*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 121-133.
- Railton, Peter (1984) "Alienation, Consequentialism, and the Demands of Morality," *Philosophy and Public Affairs*, 13: 134-171.
- Sinnott-Armstrong, Walter "Consequentialism," in Edward N. Zalta (ed.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Summer 2019 Edition),
<https://plato.stanford.edu/archives/sum2019/entries/consequentialism/> 2022年11月9日DL.
- Streumer, Bart (2003) "Can Consequentialism Cover Everything?" *Utilitas*, 15: 237-247.
- Suzuki, Makoto (2018) "Is Act Utilitarianism Self-Effacing? The Rising Need of Utilitarian Awareness in Indirect Strategies," *Tetsugaku*, 2: 48-62.
- Tedesco, Matthew (2006) "Indirect Consequentialism, Suboptimality, and Friendship," *Pacific Philosophical Quarterly*, 87: 567-577.
- Urmson, James O. (1953) "The Interpretation of the Moral Philosophy of J.S. Mill," *Philosophical Quarterly*, 10: 33-39.
- Wiland, Eric (2007) "How Indirect Can Indirect Utilitarianism Be?" *Philosophy and Phenomenological Research*, 74: 275-301.